

## 7月から国民健康保険税の納付が始まります

国民健康保険税（国保税）は、国民健康保険（国保）に加入している皆さんの医療費に充てられる貴重な財源です。国保税の納税通知書は、7月上旬に納税義務者（世帯主）宛てに郵送します。

必ず納期内に納めましょう。

### 平成26年度の国保税制度の主な改正点

- (1)国民健康保険税の課税限度額が引き上げになりました。  
 (医療保険分51万円については改正はありません)
  - ▶後期高齢者支援金等課税額 (現行) 14万円 ⇨ 16万円
  - ▶介護納付金課税額 (現行) 12万円 ⇨ 14万円
- (2)国民健康保険税の軽減措置の対象が拡大されました。
  - ▶5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に世帯主を含める。
  - ▶2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を引き上げる。  
 (現行) 35万円 ⇨ 45万円

### ◆国保税の納付が困難な場合は、お早めにご相談を

災害や病気などのやむを得ない事情により国保税の納付が困難なときは、納期限の7日前までに収納課にご相談ください。分割納付または減免が認められる場合があります。

特別の事情もなく国保税を納めないと、督促を受けたり、延滞金が加算されたり、次のような措置がとられる場合があります。

- ①有効期間の短い「短期被保険者証」が交付される場合があります。
- ②納期限から1年以上滞納すると保険証を返還してもらい、被保険者であることを証明する「被保険者資格証明書」が交付されます。このとき掛かった医療費はいったん全額自己負担することになります。
- ③納期限から1年6か月以上滞納すると、国保の給付の全部または一部を差し止める場合があります。

問▶課税内容について 国民健康保険課国保税係 ☎⑤6751

▶納税相談について 収納課収納係 ☎⑤6760

## 地区担当職員制度が始まりました

市では、人口減少、少子高齢化などの社会変化や地方分権の進展に対応し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティの強化、活性化に向けた取り組みとして、市の職員が各町内会の相談窓口となる「地区担当職員制度」を開始しました。

地区担当職員は、292町内会、45グループに、市の部長・課長級職員が配置されます。

町内会長からの地域の課題などについての相談などに対応し、『**地域と行政のパイプ役**』として、市民と行政との情報共有、相互の理解と連携強化に努めます。

問▶まちづくり支援課市民活動支援係 ☎⑤6725

